

連絡先：〒661-0025 兵庫県尼崎市立花町 4-6-2-2D 高見方

メールアドレス：satomisaiban@yahoo.co.jp

ブログ「里美ドットコム」<http://satomi-heart.cocolog-nifty.com/blog/>



判決は1月23日

1月20日裁判は結審しました。この日は書類の交換を確認し短時間で終わりました。多くの傍聴どうもありがとうございました。裁判後の集会でこの日確認された埴田意見書（後述）の説明が弁護団からありました。判決日は2014年1月23日木曜日13時10分、地裁810号法廷です。ぜひ大勢の傍聴で判決を注視しましょう。



裁判所前で宣伝活動（12/12）

10数名が参加し、昼休みの1時間にわたり、解雇取消し判決を出すことを求めました。国鉄臨職闘争当該の和田弘子さんも参加されました。

2013年9月12日第9回口頭弁論(本人尋問)報告

まず有村弁護士が、セクハラ被害を受けるまでの里美さんの仕事内容に関して尋問。里美さんが2006年2月の入社後間もない頃から、工務科長の机に座り、人事課サーバーにアクセスして「工務科勤務管理」というデータや運行業務表、乗務員の成績表まで作っていたことが明らかにされました。さらに、里美さんが意義ある仕事により高い評価を受けていたことを物語る事実が示されま

した。主な点は、①尼崎脱線事故の被害者に対応する際、配慮すべきことをまとめた「マイオピニオン」の発表が姫路管内ブロック2位の成績を収め、脱線事故担当社員や関係者に対して、2時間余り話をした。②当時社内にはなかった「電動車いす取扱いマニュアル」を作成し、それが神戸支社内で3位の成績を収め、結果、その年の精勤手当は通常より2万円多かった。

ところが、2008年5月にセクハラ被害を告発した後、会社の対応は一変。以下の点が島尾弁護士の尋問を通じて明らかにされました。①全く仕事を与えられなくなり、何かさせてほしいと訴え続けた結果、与えられた仕事は、マウスを使って作図しなければならないデータ作りであった。②そのデータ「見張管理図」や「プロフィール」（姫新線の構造物を含めた路線図）はすでに社内であり、新たに作る必要のないものであった。それを知っても命じられた作業を続けるしかなく、連日少なくとも半日は同じ姿勢で作図をしていた。③段差のあるレールなどを「かたわになっている」と呼ぶ習慣のある職場で、「おまえもかたわやな」と言われたり、大型のコンピューターとプリンターに囲まれ全く周囲からは見えない場所に自分の机を置かれたりした。

続いて池田弁護士の尋問により、JRの対応が里美さんに二次障害を起こさせたことが明らかになりました。①以前務めていた会社がマウスの代わりに準備してくれた、トラックボールという、手に負担のかかりにくい器材を用意してほしいと頼んだが、自分で買えと言われた。②右手でマウスを操作する時、かなりの集中が必要なため、左手にも力が入り、全身が緊張した。③2009年8月には「頸椎性神経根症」を発症。（2013年現在、頸椎の手術を要する状態に至っている。）その頃から翌2010年6月にかけて、手首の痛みを耐えかねて仕事を休む、休んで少し楽になって出勤する

が、同様の仕事しか与えられないため症状が悪化してまた休むということを繰り返し、8月右手、9月左手と、相継いで「手根管症候群」の手術をしなければならなかった。

その後行われたJR側弁護士の反対尋問は、いすに座って体幹を維持するのは大変というが、車の運転はできているではないか、別に締切のないデータをマウスを使って無理して作る必要もなかったはず等、障がいについての無知や非正規雇用の置かれた立場への無理解を感じさせるものでした。また、証拠とされた診断書等からアラ探しするような質問も目立ちましたが、里美さんは終始落ち着いて返答していました。

最後に裁判長から異例の尋問がありました。その内容は、休職と復職を繰り返したことに関して、その時々、里美さんの状態を、診断書の記述も引用しながら、細かく具体的に聞くものでした。最初の休職の後の復職について「行けない状態だったのが、一月ぐらいたって行けるようになった一番の理由はなんですか」との質問があり、これに対して里美さんは、長く休むと次の契約はないと思って頑張ったと、契約社員の弱い立場を訴えました。その後の質問に対しても、「休みたかった」けれど「必死に頑張っていました」と、里美さんの答えは一貫していました。

裁判長が社会的弱者の置かれた状況を理解し、正しい判断を下すことを願います。

傍聴記

遠方からご足労された方々をはじめ裁判を傍聴された皆様ご苦労さまでした。9月12日、本人尋問の席で里美さんは「長期的に休みがちになったのは会社の責任である」と訴えました。報告会でJR側の代理人並び裁判官の反対尋問は「障害者・女性に対する差別的な発言」だったと意見が飛び交いました。私はJR側の代理人並び裁判官のような人間達が「差別をしている」という認識がないことが問題だと感じました。そして、差別は活動をしている人間の心の中にもあると自覚して活動していく事が私達の責任なのではないのでしょうか？

るみ

埜田(たおだ)意見書を提出

「森崎さんが行っていたパソコン作業には、手根管症候群を発生悪化させる負担、及び、頸椎症神経根症を発生悪化させる負担があったと判断しました」（意見書p7より引用）

滋賀医科大学社会医学講座衛生学部門、埜田(たおだ)和史准教授の「森崎里美氏へのパソコン作業時の身体負担に関する意見書」を提出することができました。

埜田先生は研究留学経験もある専門家で、脳性まひ者の二次障害にも詳しい方です。

その意見書で、パソコン作業には、里美さんの手指伸筋腱と頸周囲の筋が強く緊張しているのがわかる写真を引用して、負担があったことが丁寧に、わかりやすく書かれています。説得力があります。また、職場において、強い精神的な緊張やストレス下におかれていたことも書かれています。それらが相乗的に重なって二次障害の重症化をもたらしたのです。二次障害の原因が会社の管理の問題であることが、この意見書によって詳細に明らかになりました。

そして埜田先生は、意見書の最後に「産業医などによる適切な健康管理が行われていれば、重症化は防げた可能性があります。心身に障害のある労働者は、健常者以上に作業方法や環境の影響を受けやすいため、障害者を雇用する事業所には、障害特性を踏まえた適切な安全配慮が求められます。」(引用P8)と結ばれています。

セクハラ裁判で裁判を有利に進めることができた周藤意見書がありましたが、今回の地位確認訴訟でそれに匹敵する重大な意見書を提出することができました。

森崎里美さんがパイオニアとして裁判にたちあがって訴えたからこそ、勝ち取った成果物であり、里美さんにとっても、支援者にとっても、応援者にとっても、これから次につながる人たちにとっても、財産になるものではないでしょうか。

来年1月23日の判決が迫ってきました。

この素晴らしい意見書が、裁判官に届くことを祈らずにはおれません。